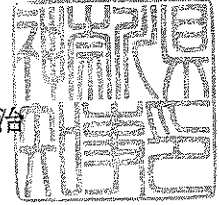


水第1461号
令和3年7月14日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



中型まき網漁業に係る制限措置の制定及び申請期間並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり定めたいので、貴委員会の意見を求めます。



漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1号の漁業に関する神奈川県漁業調整規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

また、許可の有効期間を令和6年9月14日までとする。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に付加する条件)	許可又は起業の認可を申請すべき期間
いわし中型まさ網漁業	6	20トン未満の申請のあった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲崎灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、9月中の操業区域は横浜市金沢区金沢木材ふ頭東防波堤先端正東線以南の区域とする。	1月1日から12月31日まで 但し、東京内湾にあっては9月15日から翌年2月末日まで	千葉県内に漁業根拠地（許可を受けようとする漁業の操業又は許可を受けようとする漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。以下同じ。）を有する者	(1 そうまぎの場合) 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 (2 そうまぎの場合) 1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3 2 そうまぎでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月1日から同月31日まで

いわし 中型まき網漁業	8	20トン未満の申請があった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。	1月1日から12月31日まで 但し、東京内湾にあっては10月1日から翌年2月末日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	1 火光を利用してはならない。 2 東京内湾では夜間（日没から日の出までの間）操業してはならない。 3 2 そうまきでの操業とする。 4 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月1日から同月31日まで
	12	20トン未満の申請があった総トン数	申請のあった馬力数	城ヶ島灯台と洲埼灯台を結んだ線以北の神奈川県海面。 但し、東京内湾を除く。	1月1日から12月31日まで	千葉県内に漁業根拠地を有する者	(1 そうまきの場合) 火光を利用してはならない。 (2 そうまきの場合) 1 火光を利用してはならない。 2 そうまきでの操業とする。 3 指定した船舶以外の船舶と操業してはならない。	令和3年8月1日から同月31日まで